



# 第V部

参考資料



## 1. 用語解説

### 【か】

#### ●家庭的保育

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業

#### ●確認

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めたくて給付の対象となることを確認すること

### 【き】

#### ●企業主導型保育事業

事業主拠出金（政府が子育て支援策を進めるため徴収している企業の負担金）を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に創設。働き方に応じた多様で柔軟な保育サービス（延長・夜間、土日の保育、短時間・週2日のみの利用も可能）の提供ができ、複数の企業が共同で設置することができる。また、従業員の子どものみならず、地域住民の子どもの受け入れもできる。公益財団法人児童育成協会より助成措置がある。

#### ●居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

#### ●教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所を言う。

### 【こ】

#### ●子育て世代包括支援センター（鹿島市子育て総合相談センター）

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが専門的見地から妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する事業

## 【し】

### ●施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付

### ●小規模保育

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員6人以上19人以下で保育を行う事業

### ●事業所内保育

主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

## 【ち】

### ●地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業

### ●地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付

## 【と】

### ●特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業を言う。

### ●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

## 【の】

### ●ノーマライゼーション

障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

## 【ほ】

### ●保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み

#### 1号認定（子ども）

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

#### 2号認定（子ども）

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

#### 3号認定（子ども）

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

## 【や】

### ●幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

（認定こども園法第2条）

※ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

## 【よ】

### ●幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になるもの。その他、地域型保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、就学前の障害のある子どもたちのための児童発達支援等も同様の取扱い（一部上限や要件あり）になる。

令和元年（2019年）10月からスタートされた。



## 2. 計画策定の経緯

年 月	内 容
平成30年12月	平成30年度 鹿島市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の進捗状況に対する点検評価</li> <li>・第二期計画策定に向けた取り組み</li> <li>・鹿島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について など</li> </ul>
平成31年 1月～2月	鹿島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 (調査期間：平成31年1月28日～2月22日)
令和元年7月	第1回鹿島市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画の策定趣旨等について</li> <li>・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の分析結果について</li> <li>・教育・保育施設および地域子育て支援事業の状況について</li> </ul>
令和元年9月	第2回鹿島市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> <li>・今後のスケジュール等について</li> </ul>
令和元年11月	第3回鹿島市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度の量の見込みと確保の内容について</li> <li>・パブリックコメント実施前の計画の案について</li> </ul>
令和2年 1月～2月	パブリックコメント実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（案）の公表</li> </ul>
令和2年2月	第4回鹿島市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について</li> </ul>
令和2年3月	第二期鹿島市子ども・子育て支援事業計画 策定

### 3. 鹿島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、鹿島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、法第6条第2項に規定する子どもの保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

4 鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例(昭和42年条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 4. 鹿島市子ども・子育て会議委員

No.	選出区分	委員氏名 〔任期：平成31年度/令和元年度～令和2年度〕	備考
1	学識経験者	吉牟田 美代子	佐賀女子短期大学 名誉教授
2	教育関係者	大川内 加代子	市小中学校校長会 代表（浜小学校・校長）
3		西河 弘史	明朗幼稚園 園長
4		橋本 千恵美	鹿島カトリック幼稚園 教諭
5	保育関係者	森田 薫	共生保育園 園長
6		中島 悦子	ことじ保育園 主任保育士
7	事業者関係者	馬郡 圭太	鹿島商工会議所 常議員
8	労働者関係者	武富 英男	連合佐賀南部地域協議会 事務局長
9	児童保護者 関係者	島 洋平	市PTA連合会 副会長（鹿島小学校）
10		土井 恵子	放課後児童クラブ （鹿島小わんぱくクラブ）保護者
11		西島 愛子	鹿島カトリック幼稚園 保護者
12		藤田 紀布子	アソカ保育園 保護者
13	行政関係者	藤家 耕子	市民生児童委員連絡協議会 （鹿島地区民生児童委員協議会会長）
14		田中 安子	市主任児童委員部会 幹事 （能古見地区主任児童委員）
15		野崎 千代美	市家庭相談員
16		迎 りつ子	市子育て支援センター指導員